

仙台市小学生交通環境学習推進委員会設置要綱

(平成 22 年 7 月 15 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市小学生交通環境学習の学習内容を検討し、市内の小学校における交通環境学習の継続的な実施のための仕組みづくりをするため、仙台市小学生交通環境学習推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市小学生交通環境学習の学習内容
- (2) 仙台市小学生交通環境学習の教材
- (3) 仙台市小学生交通環境学習の実施手法
- (4) その他仙台市小学生交通環境学習の推進に関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 1 2 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体等の役員
- (3) 小学校の職員
- (4) 行政機関の職員

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりそれぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備局総合交通政策部公共交通推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から実施する。